

自著紹介

『市民的自由の危機と宗教』

(白澤社、2007年2月)

菱木 政晴（同朋大学）

私は、宗教が社会の中でどのような働きをするのかということに関心をもつて研究を続けてきた。とりわけ、興味の中心は、宗教が戦争や差別を助長正当化することに関してであった。宗教は、戦場に向かう兵士や戦没者の遺族にそのことを納得させる働きをすることがある。死地に赴くことや、愛する息子や夫を死地に赴かせること、とりわけ愛するものを喪うことは、本来誰も歓迎しないことであり、「納得」しがたいことである。納得・受け入れしがたいものを納得・受け入れ可能にする機能を宗教はもつのである。そのような機能をもつ宗教施設の代表格は、靖国神社であるが、本来戦争とは無縁の印象をもたれる仏教教団もまたそのような機能を果たすことがある。兵士を必要とする（戦争する）国家は、そのような機能をもつ宗教、あるいは、諸宗教の中のそのような機能と癒着しがちである。

日本国憲法は、帝国憲法下での、このような宗教との露骨な癒着を反省して、厳しい政教分離の原則を定め、公教育での宗教教育の禁止を定めてきた。二〇〇六年は、このような憲法体制を否定するかのような風潮が強まった時期であり、実際に「教育基本法」が改悪されてしまった年である。

この「危機」に対して、私は、本書の出版を思い立った。本書の構成は、以下の通りである。

第一章　日本人の信仰と政教分離

第二章　教育基本法における宗教教育禁止の意義

第三章　日本国憲法下での政教分離訴訟の意義

第四章 靖国神社を真に解体する

第五章 合祀拒否とはどういうことか

このうち、一章と五章は本書のための書き下ろしで、残る三つの章も学術會議などの発表要旨がもとになっているものの、書き下ろしに近い。第二章は、本学会での発表が元になっている。

宗教が戦争を納得させる機能を果たすことの核は、そのような納得の「信仰」が形成されることであるのはもちろんだ。前著『非戦と仏教』(白澤社、二〇〇五年一月)において、私はそのような信仰の分析に力を注いだが、本書ではたとえそのような信仰が多くの人びとに実際に固く形成されなくとも、宗教がそのような機能を充分に果たしてしまうことの危険性を指摘したつもりである。人びとは、本人に固い信仰などなくとも、宗教的なものを漠然と尊重している。固い信仰は、そのような漠然とした尊重が、自身の徴兵や親族の戦死など受け入れがたい事実を前に、切なくも成立してしまうのである。あるいは、実際に信仰が成立しなくとも、多数の人びとの、そのような「信仰」への漠然とした尊重によって、戦争と戦死を納得したかのように振る舞うプレッシャーを受ける。

宗教学・宗教哲学を専門とする私は、政教分離原則などの宗教法の法律的な研究はしていない。しかし、これら原則の立法趣旨は、こうした人びとにとって危険な宗教を国家が利用することを防ぐということであったと信じる。第三章は、この問題をやや専門的に扱い、第一章は、それを広く市民に訴えるために、インタビューと話し言葉という形式を採用した。

一読とご批判ご教示を期待するものである。